

## 平成27年第12回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成27年11月25日 金曜日 14時00分

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 29名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

29番 渡真利 等 委員 1番 與那覇 盛 徳 委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明願について

日程第9 議案第8号 土地改良法第52号第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意について (仲原地区)

## 平成27年第12回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成27年11月25日 金曜日 14時00分から16時00分

2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室

3. 出席委員 (29人) 委員数 (30人)

4. 欠席委員 (1人)

| 議席 | 氏名    | 役職 | 出席 | 議席 | 氏名    | 役職   | 出席 | 議席 | 氏名    | 役職 | 議席 |
|----|-------|----|----|----|-------|------|----|----|-------|----|----|
| 1  | 與那覇盛徳 |    | ○  | 11 | 芳山 辰巳 | 職務代理 | ○  | 21 | 濱川 清重 |    | ○  |
| 2  | 長濱 国博 |    | ○  | 12 | 川満 里志 |      | ○  | 22 | 池間 藤夫 |    | ○  |
| 3  | 砂川 博一 |    | ×  | 13 | 下地 博和 |      | ○  | 23 | 上里 弘  |    | ○  |
| 4  | 喜屋武 隆 |    | ○  | 14 | 奥浜 健  |      | ○  | 24 | 平良 光成 |    | ○  |
| 5  | 田名 和彦 |    | ○  | 15 | 砂川 栄徳 |      | ○  | 25 | 川満 盛幸 |    | ○  |
| 6  | 仲里 敏夫 |    | ○  | 16 | 下地 泰斗 |      | ○  | 26 | 前泊 芳男 |    | ○  |
| 7  | 仲里 長造 |    | ○  | 17 | 玉元 正助 |      | ○  | 27 | 新里 光徳 |    | ○  |
| 8  | 大浦 敏光 |    | ○  | 18 | 友利 光徳 |      | ○  | 28 | 前泊 恵  |    | ○  |
| 9  | 上地 洋美 |    | ○  | 19 | 下地 博次 |      | ○  | 29 | 渡真利 等 |    | ○  |
| 10 | 瑞慶覧健一 |    | ○  | 20 | 久志 盛一 |      | ○  | 30 | 野崎 達男 | 会長 | ○  |

5. 議事録署名委員

議長 野崎 達男

29番委員 渡真利 等      1番委員 與那覇 盛徳

6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明      次長 池田 良永      次長兼農政係長 上地 寿男  
 農地係長 川満 邦弘      主査 豊見山 徹      調整官 川満 秀盛

開 会      14時00分

閉 会      16時25分

議長 ただ今から、平成27年第12回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は29名で、定数に達しておりますので宮古島市会議規則第11条により総会は成立  
しております。本日、1名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第  
14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、29番 渡真利等委員、1番 與那覇盛徳委員にお願いいたします。なお、本日の会  
議書記には事務局職員の豊見山徹氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議  
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用賃貸借権、交換移転、無償移転の順に説明と  
意見を求めたいと思いますがよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、日程第2議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）  
について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請(有償移転)は11件でございます。まず、  
受付番号1番から11番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号1番から11番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号1番から11番までは、議案書13ページから22ページの調査書のとおり、農地法  
第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の  
朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願い  
いたします。

2番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の申請地は、伊良部の黒浜御嶽の鳥居から右側向かいに位置します。申請人本人は理髪  
店を営しながらサトウキビを栽培しており、当地は苗畑として利用するという事です。

2番の申請地は、長浜のたいこ橋の伊良部側の十字路を長浜部落方面へ200m先の右側に  
位置します。当地は現在、収穫前のサトウキビが植えられています。

申請人本人は、公務員であります。夫婦でサトウキビ作を頑張っております。

4番委員 受付番号3番・4番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番の申請地には、空港より2kmほど東にあるカザンミという集落に隣接して位置しております。申請人本人は、空港に勤務しながら夫婦でサトウキビ作と畜産の複合経営しており、規模拡大を予定しております。

4番の申請地は、城辺の長南公民館を北側へ300mほどのところに位置しております。現在は牧草地として利用されております。本人は獣医であり、畜産の方も頑張っています。畜産経営の規模拡大を予定しています。

10番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、福東集落の地下ダム資料館より東へ約500mのところに位置しています。周辺はサトウキビ・葉タバコが植えられています。申請人はサトウキビ作の規模拡大を予定しております。

16番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、久松の伊良部大橋手前にコンビニがあります。その前の農道からパイナガマに向けて行くと中間あたりに位置します。申請人本人はサトウキビ作の規模拡大を予定しております。

18番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、鏡原中学校の東側に位置しております。当地は苗畑として利用する予定であります。

21番委員 受付番号8番・9番について、現地調査の結果を報告いたします。

8番の申請地は、西添道の十字路を保良・西里線を通称狩俣線の方へ向かって約400m先の右側に位置します。現在は収穫前のサトウキビが植えられております。周辺はサトウキビ畑が広がっています。

9番の申請地は、伊良部大橋を越えて、長山港に向けて約400m行きますと右手に牧山展望台の案内板があります。そこを30mほど上がって行きますと小さい道路があり、真っ直ぐ進んで突き当たりに位置します。今後は申請人本人が整地しながらサトウキビ栽培をするという事であります。

29番委員 受付番号10番・11番について、現地調査の結果を報告いたします。

10番の申請地は、与那覇の防災センターの南約100m、住宅地域内にあります。現在は収穫前のサトウキビが植えられていました。

11番の申請地は、来間小学校のすぐ南側に位置します。現在は更地ではありますが、牧草を植える予定であります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（有償移転）」受付番号1番から11番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用賃貸借権）は、3件でございます。まず、受付番号12番から14番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号12番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号12番から14番までは、議案書23ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足の説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、宮古島市消防本部上野出張所前を西へ行くと土地改良区の風車があります。その南約100mのところのところに位置します。現在はサトウキビが植えられております。

28番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、長山港から伊良部高校向けに約400m行くと右側に位置します。現在は夏植えのサトウキビが植え付けられており、周辺もサトウキビ畑が広がっております。

29番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、サニツ浜公園を西へ約1kmのところのところに位置します。現在は収穫前のサトウキビが植えられています。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（使用貸借権）」受付番号12番から14番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。  
次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）について」を

議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）は、2件でございます。まず、受付番号15番から16番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号15番から16番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号15番から16番までは、議案書26ページから27ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案書の朗読ならびに説明を終わります。

14番委員 受付番号15番・16番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、宮古警察署をTUTAYAの信号に向かって行き、TUTAYAの手前左側の150m程、中に入ったところに位置します。交換して使用した方がお互いに便利だという事で今回の申請となりました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（交換移転）」受付番号15番から16番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり採決いたしました。

次に、議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）は、9件でございます。まず、受付番号17番から25番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号17番から25番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号15番から23番までは、議案書28ページから36ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請（無償移転）」受付番号17番から25番までについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権の設定）は、15件でございます。  
まず、受付番号1番から15番までの説明をいたします。

**【議案第2号、受付番号1番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、長山港から伊良部高校向けに行くと右側にファームポンドがあり、手前の十字路を左に入っていくと個人のかぼちゃの集荷場がありその向かいに位置します。本人は以前から知人の畑を小作してサトウキビを栽培しているので今回の申請となりました。  
2番の農地の所在は、佐良浜のファミリーマート前の通称国仲線を国仲向けに行き、最初の十字路を右へ佐和田線に出る中間あたりの左側に位置します。  
当地は、土地改良されておらず、今期収穫予定のカブだしが植えられていました。

5番委員 受付番号3番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。

3番の農地の所在は、西城幼稚園の東の道路を600mほど下北線へ向かって行きまして、山の手前の四つ角を右へ300m行きますと大きな墓地があり、その北側に位置します。  
現在は、夏植えとカブだしが植えられていました。申請人本人が以前から利用していたという事で今回の申請となりました。

4番の農地の所在は、西城幼稚園の東野道路を600mほど下北線へ向かい、山の手前の四つ角を右へ約100m行った角の南側、両サイドに位置しています。

当地は整備事業も完了しており、カブだしが植え付けられておりました。

5番の農地の所在は、西城中学校の西の道路を南へ約600m、吉田公民館を過ぎて下北線へ向かって行きますと左側に沈砂地があり、そこを東へ約300mに位置します。

当地は整備事業も済んでおり、カブだしが植え付けられています。申請人の父親が利用権設定しておりましたが、機関終了という事で、今回は本人での申請となります。

7番委員 受付番号6番については、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、狩俣線へ向かって行くと特別支援学校がございます。そこを左折し、海岸線を北に向かっていくと宮古島市開業センターがあり、さらに北へ200mのところ position します。現在は葉タバコの植え付け準備中でありました。本人は葉タバコ作中心に頑張っております。

- 1 1 番委員 受付番号 7 番・8 番について現地調査の結果を報告いたします。  
7 番の農地の所在は、上野小学校から西へ平良向けに 1 km ほど行くと市営豊原団地があります。団地 5 0 m 手前の左側に位置します。現在は今期収穫予定のサトウキビが植えられています。申請人本人はサトウキビ作中心に頑張っております。  
8 番の花切原地区は、小学校から西側に行くと豊原公民館があります。公民館の北側、約 1 0 0 m のところに位置しています。  
鏡原地区は、小学校から北向け約 7 0 0 m のところに位置しております。2 筆とも今期収穫予定のサトウキビが植えられています。申請人本人は、サトウキビ作中心に頑張っております。
- 1 3 番委員 受付番号 9 番・1 0 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
9 番の農地の所在は、伊良部高校を白鳥向け約 4 0 0 m のところの左側に位置します。現在は、サトウキビが植えられており整備はされていませんが、周辺は整備されている状況です。今後は申請人本人が整備し、サトウキビを植える予定であります。  
1 0 番の農地の所在は、伊良部高校を白鳥向け約 4 0 0 m の右側に位置しています。当地は整備はされておられません。今後、申請人本人がサトウキビを植える予定であります。
- 2 3 番委員 受付番号 1 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、城辺小学校の西側の信号を北へ約 4 0 0 m のところに十字路があります。そこを右折し約 4 0 0 m に位置します。現在はサトウキビが植えられています。  
260-462 は、おっばい山へ向け約 2 0 0 m 行き、左折すると土地改良事業された土地がございます。当地は現在、葉タバコの植え付け準備のため整地中であります。
- 2 6 番委員 受付番号 1 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
農地の所在は、伊良部中央公民館の東、約 1 5 0 m に位置しています。当地は昔から農用地として利用されていて優良な土地であります。申請人本人はサトウキビ作中心に頑張っております。
- 事務局 受付番号 1 3 番から 1 5 番について報告いたします。  
この案件については、説明のとおり中間管理機構が一時借り上げて、貸し付けするという事です。所在については、参考資料の農地利用計画配分計画書に関する（位置図）にありますように、十分畑地として利用できる農地となっております。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
- 2 9 番委員 今、説明のありました 1 3 番から 1 5 番について、賃料がそれぞれ違うんですが平均して同じ賃料ではないのですか。
- 事務局 公社に確認したところ、近傍の農地の賃貸借を参考に設定したという事です。1 4 番の畑については、葉タバコ農家が借りるという事でこの賃料となったと聞いております。

議長 他に質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権の設定）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。

**【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、伊良部佐良浜地区にある吉信産業の廃車置き場のヤードがあります。そこを国仲線の方へ向かって行くと、最初の十字路、カントリーパークへぬける農道があります。農道の約200m先の右側に位置しております。現在は、収穫前のサトウキビが植えられており、申請人本人はかぼちゃ農家でサトウキビ作もしている優良農家であります。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下南・下北線の新しい道路に琉球産経という大きな倉庫があります。その倉庫のすぐ南側と道路を隔てて南側に位置します。申請人は、大規模な畜産農家であり、現在母牛を50頭飼育しており、草地の規模拡大をしたいという事でした。

4番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、宮原の佐和地集落と高野集落のちょうど中間に位置しております。畑自体が道路より下がっていて、低い場所にあるのですが、スプリンクラー・畑灌施設も整備されている土地であります。

現在は、今期収穫予定のサトウキビが植え付けられています。申請人は以前より奥さんの実家の畑でサトウキビ栽培をしており、今回、所有権移転後はサトウキビの規模拡大を予定しております。

6番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、アットホームこころの点滅信号のある十字路を南へ、約500mの左側に位置します。周囲はほとんどサトウキビが植えられております。当地は現在、今期収穫予定のサトウキビが植え付けられています。今後は規模拡大を予定しております。

9番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、沖糖東の基幹農道を上野線へ、点滅信号の500m手前のところに左に折れる三叉路があります。その三叉路の北側にビニールハウスがあります。そのビニールハウスも申請人の所有になります。三叉路を左折し約10mのところに位置しており、ビニールハウスを建てています。申請人は県外への野菜の出荷が盛んで、オクラ・インゲン・ピーマン等を栽培している若い担い手であります。

周辺は基盤整備も済んでおり、畑灌設置も完了してサトウキビ畑が広がっております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第5議案第4号「農地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用配分計画案は、3件でございます。まず、受付番号の1番から3番の説明をいたします。

**【議案第4号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 15 : 10

再 開 : 15 : 20

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条申請は2件でございます。まず、受付番号1番から2番の説明をいたします。

**【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

29番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成27年11月8日に行いました。調査委員は29番私、渡真利と1番、與那覇盛徳委員と野崎会長、宮古農林水産振興センターより宜保主任、事務局から下地局長、池田次長、川満調整官の7人で行いました。

始めに、13時30分から13時40分まで事務局にて調査内容のについて調整会議、13時40分から17時30分まで現地調査、4条申請2件、5条申請10件、非農地証明願1件、合計13件でありました。

17時30分から18時00分まで事務局にて調査の内容の整理を行いました。

調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。それでは、4条・5条申請・非農地証明願について説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、下崎地区公民館の北西約185mに位置している。農地の広がりあり。宅地の広がりあり。農地の区分、集落に接続した第1種農地と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。

次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、城辺下里添ヨナ原集落の東はずれに位置している。農地の広がりあり。宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域と判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 参考資料のP6、許可基準適合表の項目、第47条第1項の内容のほうで平成28年4月着工、平成28年4月完了と同じ月に着工・完了となっておりますが、実際のところどうなんでしょうか。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:16

再 開 : 15:17

議長 再開します。

事務局 大変失礼いたしました。平成28年2月着工・平成28年4月完了となります。

議長 他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第7議案第6号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条申請は10件でございます。まず、受付番号1番から10番の説明をいたします。説明に入る前に5条参考資料のほうで、1番はP1からP5、2番はP16からP20となっています。2件ほど資料が抜けているためページがずれています。参考資料のページと議案書のページは一致しています。許可適合表の整理番号が2つずつずれていきますので、その点についてはご了承下さい。

**【議案第6号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第1項の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査の結果ならびに説明をお願いします。

29番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、宮古島市下地庁舎の北西約570mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、住宅、原野等で分断された第2種農地と判断しました。  
参考資料はP1からP5になりますのでご参照下さい。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、うむやすみゃあす・ん診療所の西約140mに位置し、周囲は宅地化が進んでいる。農地の広がりなし。宅地の広がり増加傾向にある。農地の区分、住宅、原野等で分断された第2種農地と判断しました。参考資料はP16からP20になりますのでご参照下さい。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、国道バイパス線沿いにあるJAGソリンスタンドの北、約135mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。参考資料のP21からP25になります

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

29番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、伊良部大橋久松入口の東南475mに位置します。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、段差で分断されたその他の第2種農地と判断しました。  
参考資料のP26からP30になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料のP27、倉庫兼資材置き場・事務所とあります。土地造成が827㎡、建築物なし、工作物なし、金融機関借入が2万円となっていますが、どういう意味ですか。

議長 休憩します。

休 憩 : 15:30

再 開 : 15:33

議長 再開します。

事務局 事務所は80㎡、自己資金が150万円、借入はなしとなっております。  
失礼しました。

2番委員 倉庫もなんですよ。隣接して同じ面積ということですか。  
全体で80㎡という事ですね。

事務局 はい、そうです。

議長 他に質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

27番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、伊良部佐和田にある平成の森公園の南約500mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、段差等で分断されたその他の第2種農地と判断しました。参考資料P31からP35になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 聞き慣れない初めての社団法人なんですけども、主にどういった事業をしているのか、分かる範囲でいいので説明願います。

事務局 定款によれば、主に国・県・市町村または海に関係する団体と連携して、浜辺の清掃、ゴミ処理、植樹等を行っている団体であります。その他にも色々やっている団体であります。

議長 他に質疑があれば、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号6番・7番は関連しておりますので、一括して現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号6番・7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、宮古郵便局の東約205mに位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりあり。農地の区分、用途地域に指定された第3種農地と判断しました。  
参考資料のP36からP45になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号6番・7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号 8 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、JA おきなわ宮古地区本部の東約 470m に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、住宅、原野等で分断されたその他の第 2 種農地と判断しました。参考資料の P46 から P50 になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
次に受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号 9 番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、城辺社会福祉協議会のすぐ南側に位置している。農地の広がりなし。宅地の広がりなし。農地の区分、10ha 以上の集団農地、第 1 種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

1 1 番委員 参考資料 P51、第 4 7 条第 1 項で転用の用途に供する見込みがあるというので申請して転用しますが、内容のところすでに稼働しているとあります。これはどういう事でしょうか。

事務局 追認という形になります。平成 13 年に旧城辺町時代にムツウサの漢方茶の加工所として稼働しておりましたけども、経営を宮古島市に譲渡したいという事です。  
今回、新たに農振地域からの用途変更を済ませ、転用申請の追認という形になります。

1 1 番委員 現在ある施設について申請したいということですよ。これまでは無許可で建物を建てたという事ですか。この内容で見れば、これから造る施設がすでに稼働しているとしか考えられないんですが。顛末書とかはないんでしょうか。

事務局 現在は市の財政課の方で担当しておりますが、当時の状況を説明出来る資料を提出するように要求しておりますが、未だに出されておられません。

1 1 番委員 合併前の施設だと思うんですが、建物も建っておりますし、施設として稼働しているので、これまでの建築許可取った経緯とか、そのような資料等もあると思いますが、そのようなものも全くないという事ですか。

事務局 おっしゃるとおり、全くありません。

局長 この件に関しましては、以前農政課が施設自体を管理していたような記憶がございますので、もう一度農政課と財政課に確認し、次回資料提出したいと思います。

議長 他に質議がある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 受付番号9番については取り下げて次回に再度提出という事でよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、取り下げといたします。  
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、ホテルブリーズベイマリーナの東約405mに位置している。農地の広がりなし。  
宅地の広がりなし。農地の区分、段差、原野等で分断されたその他の第2種農地と判断いたしました。参考資料のP56からP60になります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたしました。  
日程第7議案第6号は受付番号9番を除いて、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第8議案第7号非農地証明願いについてを議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は、1件でございます。  
まず、受付番号1番の説明をいたします。

**【議案第7号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

1 番委員 受付番号 1 番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、平良字下里地盛 2120、2121-11

農地として利用するには、重機を投入して開墾・客土等が必要で相当の労力と経費が見込まれることから非農地相当と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員 昭和 6 1 年に畑として購入したとあります。畑として買って、畑にしない。これは自己責任だと思うんです。放っておいて今度は重機を入れたら経費がかかるので畑にしませんというのはおかしい話です。我々は今まで一生懸命、非農地を増やさないように、耕作放棄地を解消しようと努力してきました。その中で、本当に出来ないというところもあります。委員の皆さんが現地を調査して見てきたなら間違いはないと思いますが、先月も私は言いましたけども、このような事由の書き方では通らないと思っています。農業を本当に営むのなら、お金をかけてでも農地にする。本当に農地が欲しい人はそうしてやっているんです。それと比較するとこういう事由では認められないと、私は思います。事務局としてはどうお考えでしょうか。

事務局 その当時は、本人は畑として利用したいという事で購入したと思います。しかし実際使うとなると色々問題があったのではないかと思います。農地として有効に活用されないのであればしかたないのではという考えもあります。

議長 現地確認する場合、調査員は現況をみて畑として厳しいという判断をするんですが、今の件に関しましても 30 年程前の当時の状況と現在を比較することが出来るかというところでもない。委員会としてもそれなりに考えなければならぬと思います。

議長 休憩します。

休 憩 : 16:00

再 開 : 16:11

議長 再開します。

議長 他に質疑がある方は、挙手でお願いいたします。

2 6 番委員 教えて下さい。非農地とするか、そうではないという判断する場合、抜開するのにどのくらいの経費だとか、その辺の判断は何か農地法にはないのでしょうか。

議長 本人の希望があれば、それに従ったやり方をする。そうでないという事になるともって原野化になる可能性がある。そういう事も踏まえて調査員は判断したと思います。経費の事は申請する人のことですから事務局がこうであると言う事はありません。申請の出された案件に対して、提出して意見を伺おうという事なのです。

議長 他に質疑がある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を文章の訂正も含めて決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。次に日程第9議案第8号「土地改良法第52条第8項による土地改良事業本換地計画に対する同意について（仲原地区）」を議題とします。担当者より議案の朗読と説明をお願いいたします。

むらづくり課 議案第8号、宮古島市仲原地区の換地計画に対する農業委員の同意について。  
事業名、むらづくり交付金事業で整備した仲原地区を土地改良法第96条の4において準用する同法第52条の規定により換地を行いますので、農業委員の同意が必要となります。概要について、沖縄県土地改良連合会から説明いたしますので宜しくをお願いいたします。

【 議案第8号 宮古島市仲原地区換地計画概要説明 】

議長 ありがとうございます。これより質議に入ります。質議のある方は挙手でお願いいたします。

29番委員 この換地図を見ますと、青の部分が水路と沈砂地ですか。角にあるのは沈砂地だと思いますが、水路はどこになりますか。道路が水兼道路とかあるみたいですが。

土改連 水路となっているのは上の方の1578-4のすぐ右側に小さな1577-4というのが水路になります。道路はみんな水兼道路となっています。

議長 他に質議のある方は、挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。日程第9議案第8号「土地改良法第52条第8項の規定による中原地区土地改良事業本換地計画に対する同意について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 休憩します。

休 憩 : 16:23

再 開 : 16:24

議長 再開します。

議長 ご異議ないとのことですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成27年第12回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:25

平成27年11月25日

会 長 野 崎 達 男

29番委員 渡真利 等

1番委員 與那覇 盛 徳